平成２３年（フ）第７号
島根県大田市大田町大田ロ1059番地３、前住所島根県大田市久手町刺鹿391番地65
債務者　水川　静子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月６日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第２０号
島根県大田市長久町長久イ622番地２
債務者　中田登記子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月６日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第３７０号
長崎県佐世保市潮見町21番18号　リゾートイン潮見205、旧住所長崎県佐世保市若葉町18番25号　B105
債務者　勝呂　正一
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第６６号
長崎県佐世保市石坂町180番地27　アーバン石坂401
債務者　三宅　玲子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第６７号
長崎県佐世保市木風町15番３号
債務者　塚本　和広
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第６８号
長崎県佐世保市木風町15番３号
債務者　塚本亜砂子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第７５号
長崎県佐世保市桑木場町2635番地９
債務者　田中　元司
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第７６号
長崎県佐世保市桑木場町2635番地９
債務者　田中　雅子
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第８７号
長崎県佐世保市椎木町98番地14
債務者　向井　直美
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２号
長崎県平戸市田平町山内免239番地４、旧住所千葉県船橋市山手３丁目11番10号　サイドパーク山手Ｉ－７号
債務者　濱内　秀章
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２３年（フ）第６号
長崎県平戸市大志々伎町1024番地
債務者　山口真奈美
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２３年（フ）第７号
長崎県平戸市野子町2420番地
債務者　玉川　慎也
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２３年（フ）第１４号
栃木県那須塩原市黒磯505番地　県営黒磯住宅322号
債務者　飯村　　章
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月16日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第１６号
栃木県大田原市末広３丁目2990－４　秋元コーポ103号、住民票上の住所栃木県大田原市八塩368番地
債務者　吉成　謙司
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月16日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第７号
島根県浜田市元浜町211番地７
債務者　石井　　操
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月27日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部